

議会運営委員会記録

1 日 時 令和7年6月24日（火曜日）
開 会 午後 2時30分
閉 会 午後 2時53分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委 員 長	鋪 田 博 紀
副委員長	江 西 照 康
委 員	柏 佳 枝
//	織 田 伸 一
//	久 保 大 憲
//	松 井 邦 人
//	金 谷 幸 則
//	舎 川 智 也
//	高 田 真 里
//	東 篤

4 欠席委員 0人

5 委員外議員として出席した者

議 員	金 山 茜
//	野 上 明 人
//	福 田 敏 彦
//	金 井 毅 俊
//	大 島 満
//	谷 口 寿 一

議 員

//

市 田 龍 一

赤 星 ゆかり

6 説明のために出席した者

【財務部】

部長

刑 部 博 規

財政課長

越 村 真

7 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長

中 村 敏 之

事務局次長

本 郷 由 佳

参事（庶務課長）

澤 野 重 雄

議事調査課長

鳥 取 則 子

議事調査課長代理

酒 井 優

議事調査課副主幹（調査係長）

谷 端 裕美子

議事調査課議事係長

土 方 智 樹

議事調査課主任

江 部 なな恵

8 会議の概要

委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。
まず、委員会記録の署名委員に久保委員、松井委員を指名いたします。
本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。
まず、協議事項の1番目、追加議案についてであります。
このことについて、当局から説明があります。

財務部長 〔議案概要書（追加提出分）により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
当局の皆さんは、退室願います。

〔財務部退室〕

委員長 今ほど財務部長から説明がありましたとおり、本定例会最終日である6月30日（月曜日）に予算案件1件、条例案件1件が追加提出される予定になっております。
これらの案件について、議長は、所管する予算決算委員会及び総務環境委員会へ付託するとの判断を示しておられます。
そこで、これらの案件については、30日の本会議において、提案理由説明、議案質疑の後、本会議を一旦休憩し、休憩中に予算決算委員会及び総務環境分科会、厚生分科会、経済教育分科会、建設分科会、並びに総務環境委員会を開いて審査を行うことにいたしましたと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長	それでは、そのように決定いたします。 なお、追加議案の議案概要書及び議案説明資料については、この委員会終了後に、また、議案書については、6月27日（金曜日）に配付いたします。 ここで、本件に対する議案質疑及び討論の通告期限について確認しておきたいと思います。 まず、議案質疑の通告期限については、議案質疑が行われる日の前日に当たる6月27日（金曜日）の正午まで、また、討論の通告期限については、6月27日（金曜日）の正午までを第一期限とし、これと対になる立場での討論の通告期限が6月27日（金曜日）の午後5時までとなりますので、御承知おきください。 次に、協議事項の2番目、各会派で御検討をいただくことになっておりました、意見書・決議についてであります。
高田委員	協議に入る前に、富山市議会自由民主党から提出させていただきました意見書について、前段の部分で重複して表現していたところがありましたので、コンパクトに修正したものをタブレット端末で皆さんに配付させていただいております。よろしくお願いいたします。
委員長	今ほど高田委員より発言がありましたとおり、修正版がタブレット端末に格納されておりますので、いま一度御確認ください。 それでは、各会派で御検討いただきました結果を順次お聞かせください。 まず、1番目の「「空き家・空き地対策の推進」を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。
久保委員	賛同します。
柏委員	賛成です。
東委員	賛成です。

委員長 全会一致で賛成でありますので、議運として議員提出議案とすることに決定いたしました。

次に、2番目の「米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

高田委員 賛同します。

久保委員 提出者に確認したいことがあるのですが、よろしいでしょうか。

委員長 はい、どうぞ。

久保委員 公明党さんにお伺いします。

意見書の中に特別相談窓口等という文言が入っているのですが、国は既に都道府県ごとに下請かけこみ寺を設置し、執行体制の強化を図っています。意見書に記載されている特別相談窓口等とは具体的にどのようなイメージのものなのか、説明をお願いします。

柏委員 国においては、この関税措置を受けた緊急対応パッケージを今年4月下旬に策定し、今、様々な取組が進められていると認識しております。その上で、各中小企業からのいろいろな御意見も多くあるということで、今あるものをさらに丁寧に、迅速に進めていきたいという思いでおります。

久保委員 国では、令和6年度補正予算並びに令和7年度当初予算において5,800億円余りを計上し、適切な価格転嫁や資金繰りの支援を講じております。この効果検証を行った上で不足するようであれば対応が必要だと思いますが、現時点では必要とは考えられないので、調査・研究とさせていただきます。

東委員 賛成です。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議運としては

議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、３番目の「地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

高田委員 賛同します。

久保委員 こちらについても公明党さんに確認させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

委員長 はい、どうぞ。

久保委員 まず、案文の中に「令和７年度末には多くの地方公共団体で活用期間が終わるため、交付金を活用して実施してきた相談体制の維持や、啓発・消費者教育に係る事業の継続が困難となるなど、地方消費者行政の後退・縮小が懸念される」とありますが、本市においては、この令和７年度末で活用期間が終了すると言われている地方消費者行政推進交付金の制度を活用していません。それにもかかわらず、事業の継続が困難となる根拠について御説明をお願いします。

柏委員 富山市においては、現在、この交付金を活用していないのですけれども、平成２１年度から令和３年度までは活用していました。
当局にも確認したのですが、令和３年度に交付金の活用が終わってから現在までどうにか人件費などを捻出しているけれども、国からの交付金があればもちろん本当に助かるし、またその分の財源を違う取組にも充てられるということで、市としても強く望んでいるとお聞きしました。
昨年度に富山市から国に提出した要望書「令和７年度 富山市の重点事業」にも、このことについて記載されています。その中身も見させていただいたのですけれども、今回出した意見書とほとんど同じ内容が要望されています。

当局にも確認したのですが、こちらの内容は令和元年度分からずっと続けて要望を出しているということだったので、今回の意見書は、富山市の状況や思いをしっかりと反映したものになっていると思っております。

久保委員 そもそも、本市においては消費生活センターでの相談体制をきちんと維持してきておられますので、この交付金がなくなることによって、本市における地方消費者行政の後退・縮小が懸念されることはまずあり得ないということで、事実と異なると考えます。また、これは自治事務でありますから、本来であれば、私たち富山市議会あるいは常任委員会も含めて、自主財源を確保した上で、本市における消費者行政の体制強化を図っていくことが第一に求められます。国にお願いして交付金をもらうことは一もらえるものはもらえばいいと思いますが―その責務を十分に果たしているとは考えられず、今の時点で国に負担を求めることは不適切だと思いますので、反対します。

東委員 賛成です。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。
次に、4番目の「高額療養費制度見直しの丁寧な検討等を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

高田委員 賛同いたしません。
今年の秋までに再度検討することになっておりますので、現段階では賛同できません。

久保委員 高額療養費について議論する際には、やはり保険料の在り方も並行して検討する必要があると思います。そのような中で、この意見書においては「自己負担限度額の引き上げは行わず」という前提をつけて検

討することを求めていますので、これについては賛同できません。

ただ、言わんとしていることは分かるところがありますので、調査・研究とさせていただきます。

柏委員 国においても今、丁寧に議論を進めており、この秋までにいろいろとまとめるということなので、今回は賛同できません。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、5番目の「地域医療を守るための緊急対策を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

高田委員 賛同いたしません。

久保委員 特別交付税や繰出基準の見直しは大事なことだと私も思いますし、5番の事項もそのとおりだと思うのですが、1番の公立病院など赤字経営の医療機関に対する補助金制度について、公立病院に限らず赤字経営の医療機関の補填を税金で賄うことは黒字経営の医療機関からの理解が得られないだろうということもありますし、一生懸命経営努力をされている中で、このような補助金制度を創設することは有効ではないと考えます。

ただ、思いが共有できる部分もありますので、調査・研究とさせていただきます。

柏委員 調査・研究です。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、6番目の「電磁波を悪用（エレクトロニクス・ハラスメント）、電磁波の人体と健康への悪影響を訴え、電磁波に対する法整備・法改正を国に求め

る陳情」について、御意見をお聞かせください。

高田委員 調査・研究です。

久保委員 調査・研究です。

柏委員 調査・研究です。

東委員 調査・研究です。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。
それでは、ここまでの協議内容について、事務局から確認させます。

議事調査課長 それでは、ただいまの協議結果について、確認をいたします。
全会一致の賛成となりましたのは、1番のみとなります。
また、全会一致の賛成とならなかったのは、2番から6番まででございます。
次に、全会一致で賛成となったものにつきましては、議会運営委員会の委員の中で御提案いただいておりますので、提案者のお願いをいたします。
1番の「「空き家・空き地対策の推進」を求める意見書」につきましては、議員提出議案第7号で、柏委員から提案をお願いいたします。
以上でございます。

委員長 ただいまの説明のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。
なお、全会一致とならなかった意見書のうち、所定の賛成者を集めて、改めて議員提出議案として提出される場合は、その案文を、明日、6月25日（水

曜日)の正午までに事務局に提出してください。
事務局には、同日中に各会派に一覧表を配付させたいと思います。

次に、協議事項の3番目、議員派遣の件についてであります。

このことについては、お手元の資料2のとおりです。
この件については、会議規則第111条第1項の規定により、議会の議決でこれを決定することとなっており、今定例会最終日、6月30日(月曜日)の本会議において、議長発議により議題とし、会議規則第37条第3項の規定により提案理由説明及び委員会への付託を省略したいと思いますが、そのように進めることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

ここで、先ほどの議員提出議案及び議員派遣の件における質疑及び討論の通告期限について確認しておきたいと思います。

まず、質疑の通告期限については、質疑が行われる日の前日に当たる6月27日(金曜日)の正午まで、また、討論の通告期限については、6月26日(木曜日)の午後5時までを第一期限に、これと対になる立場での討論の通告期限が6月27日(金曜日)の正午までとなりますので、御承知おきください。
次に、協議事項の4番目、本会議の進め方についてであります。

先ほどの追加議案、議員提出議案及び議員派遣の件を踏まえて、最終日の本会議の進め方について、お手元の資料3に沿って、事務局より説明させます。

議事調査課長 〔資料3により説明〕

委員長

それでは、最終日、6月30日の本会議の進め方につきましては、今ほど説明のありましたとおり、進めることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

以上で、本日の協議事項は全て終了いたしました。

これをもって、議会運営委員会を閉会いたします。

令和 7 年 6 月定例会
(令和 7 年 6 月 2 4 日)
議会運営委員会記録署名

委 員 長 鋪 田 博 紀

署名委員 久 保 大 憲

署名委員 松 井 邦 人